あきなかの訪問介護事業所運営規程 (指定訪問介護及び指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈楽福祉会が開設するあきなかの訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業及び指定訪問介護サービス事業及び指定生活援助特化型訪問サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)並びに広島市長(以下「市長」という。)が別に定める研修の修了者(以下「生活援助員等」という。)が要介護状態又は要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス(以下「指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる援助を計画的 に行うことにより、その利用者の要介護状態の維持又は向上を目指すものとする。
 - 2 指定訪問介護サービス事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援状態の軽減や悪化防止につながるような援助を計画的に行うことにより、その利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 指定生活援助特化型訪問サービスにおいては、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような援助を計画的に行うことにより、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 利用者の意思及び人格を尊重し、その利用者の心身の特性を踏まえ、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域 包括支援センター、他のサービス業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるも のとする。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者 に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 7 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連 情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行 うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 あきなかの訪問介護事業所
 - (2) 所在地 広島市安芸区中野二丁目15番7号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名 (常勤専従または常勤兼務) 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) サービス提供責任者 1名以上(常勤兼務) サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定訪問介護サービスの利用の申し 込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画及び訪問介護サービス計画の作成 等を行う。
 - (3) 訪問事業責任者 2名以上(常勤兼務) 訪問事業責任者は、事業所に対する生活援助特化型訪問サービスの利用申し込みに係る調整、 生活援助員等に対する技術指導、生活援助特化型訪問サービスの計画の作成等を行う。
 - (4) 訪問介護員等 2.5 名以上(常勤換算) 訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護訪問介護サービスの提供に当たる。
 - (5) 生活援助員等 2.5 名以上 生活援助員は、指定生活援助特化型訪問サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。(但し、1月1日から1月3日までを除く。)
 - (2) 営業時間 原則的に8時30分から17時30分までとする。
 - (3) サービス提供時間 8時30分から17時30分までとする。

(指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等の内容)

- 第7条 指定訪問介護及び指定訪問介護サービスの内容は、次のとおりとする。
 - (1) 指定訪問護計画及び指定訪問介護サービス計画の作成
 - (2) 身体介護
 - (3) 生活援助
 - 2 指定生活援助特化型訪問サービスの内容は、次のとおりとする。
 - (1) 指定生活援助特化型訪問サービス計画の作成
 - (2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は市 長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等が法定代理受領サ ービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
 - 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護及び指定訪問介護サービ

ス等に要した交通費は、その実費を徴収する。但し、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施 地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の指定訪問介護事業の実施地域は、広島市安芸区中野、中野東、畑賀、船越、安芸郡海田町 とする。
 - 2 通常の指定訪問介護サービス事業及び指定生活援助特化型訪問サービス事業の実施地域は、広島 市安芸区中野、中野東、畑賀、船越とする。

(衛牛管理等)

- 第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び 備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
 - 2 事業所は、事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ず るものとする。
 - (1) 事業所における感染症を予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等を実施中に、利用者の病状の急変、 その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に 報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講ずる ものとする。
 - 2 利用者に対する指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等の提供により、事故が発生した場合は、 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要 な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等の提供により損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第12条 事業所は、指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等の提供に係る利用者及びその家族からの 苦情に迅速かつ適正に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定予防訪問事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市

町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働 省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を 遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第15条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業 務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第17条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護及び指定訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護及び指定訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容と する。
 - 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等の提供をさせないものとする。
 - 5 事業所は、適切な指定訪問介護及び指定訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 事業所は、指定訪問介護及び指定訪問介護サービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間(居宅介護サービス費及び第1号事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間) 保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 慈楽福祉会と 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 3. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 4. この規程は、令和4年9月1日から施行する。
- 5. この規定は、令和6年4月1日から施行する。